

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む児童生徒への配慮について、周知するものです。

7 初健食第 1 1 号
令和 7 年 9 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く国公立大学法人事務局長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む児童生徒への配慮について（通知）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患後症状（以下「新型コロナの罹患後症状」という。）については、世界保健機関（WHO）により、「post COVID-19 condition」として、「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも 2 ヶ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないものである。通常は COVID-19 の発症から 3 ヶ月経った時点にもみられる」と定義されています。症状には、疲労感・倦怠感、関節痛・筋肉痛、呼吸困難感、頭痛、集中力低下、味覚障害などがあり、日常生活に影響することもあるとされています。

この度、厚生労働省から各自治体の衛生主管部局に対し、新型コロナの罹患後症状にお悩みの方への支援について、別添のとおり周知されています。学校等においても、新型コロナの罹患後症状について理解し、罹患後症状で悩む児童生徒に対して適切に対応していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対し、御周知願います。その際、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、教育委員会等が主催する会議・研修等を活用して周知するなど、効率的・効果的な方法をご検討いただくようお願いします。

記

1. 新型コロナの罹患後症状について

新型コロナの罹患後症状は、厚生労働省によれば、新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかではなく、罹患してすぐの

時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般を指し、児童生徒期においても罹患後症状が認められることがあるとされており、学校生活等に影響を及ぼす可能性があります。

このことは、学校等においても関係者の理解が重要となるため、厚生労働省ウェブサイトで公表されている解説動画やリーフレット等を参考に理解を深めていただくようお願いいたします。なお、別添のとおり、厚生労働省から各自治体の衛生主管部局に対し、教育担当部局に罹患後症状に関する情報提供を十分に行っていただくよう依頼しています。

(参考)

◇新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（主に p. 53、p. 79）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001422904.pdf>



◇解説動画（主に、「罹患後症状」（45 秒から 2 分 56 秒））

<https://www.youtube.com/watch?v=owYsieRY0TY>



◇リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001260388.pdf>



2. 新型コロナの罹患後症状で悩む児童生徒への配慮について

新型コロナの罹患後症状を含め、倦怠感等の体調不良を訴える児童生徒の教育活動の実施に当たっては、医療機関への受診を勧めるとともに、教育の機会を確保できるよう、適切な配慮を行うことが重要です。例えば、実施が困難な活動への補助や工夫を行うこと、ICT の活用による学習指導、心身の健康状態の把握及び心のケア等が考えられます。また、児童生徒の間に差別・偏見等がないよう適切に指導することも必要です。

なお、疾病による療養又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒（以下「病気療養児」という。）に対して、教育の機会が保障されるよう、ICT を活用した同時双方向型授業配信等の遠隔教育を行った場合、校長の判断により、指導要録上出席扱いとすることやその成果を評価に反映することが可能となっており、新型コロナの罹患後症状により欠席している児童生徒が病気療養児に該当する場合には、このような取扱いの対象となり得ます。

(参考)

- ◇「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html



- ◇「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」（令和4年1月12日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_99901.html



- ◇「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の取扱い等について（通知）」（令和5年3月30日付 4 文科初第 2565 号文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002908_2rr.pdf



- ◇「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」（令和5年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-000008198_3rr.pdf



以上

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
TEL 03-5253-4111（内線 2976）

感 感 発 0930 第 2 号
令 和 7 年 9 月 30 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状にお悩みの方への支援について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患後症状（以下「新型コロナの罹患後症状」という。）については、世界保健機関（WHO）により、「post COVID-19 condition」として、「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2ヵ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないものである。通常はCOVID-19の発症から3ヵ月経った時点にもみられる」と定義されている。症状には、疲労感・倦怠感、関節痛・筋肉痛、呼吸困難感、頭痛、集中力低下、味覚障害などがあり、日常生活に影響することもある。

これまで、新型コロナの罹患後症状にお悩みの方への支援については、医療機関リストの公表等、各都道府県におかれても様々な取組に御尽力いただいていたところではあるが、引き続き、下記事項に御留意の上、地域の実情に応じた環境づくりに取り組んでいただくようお願いする。

記

第一 新型コロナの罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等について

新型コロナの罹患後症状は、一般医療の中で診療できるものが少なくないことから、まずは、新型コロナの罹患後症状でお悩みの方が、かかりつけ医や地域の医療機関など（以下「かかりつけ医等」という。）を受診できるようにすること、また、かかりつけ医等で診療継続が難しい等の場合には、それぞれの症状に応じて、かかりつけ医等から専門医等へ紹介することが重要である。

新型コロナの罹患後症状にお悩みの方への対応については、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等につ

いて」（令和6年3月29日付け感感発 0329 第6号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお願いしてきたところであり、引き続き、必要な方が、適切な医療等に迅速に繋がることのできる環境づくりに取り組んでいただくようお願いする。

特に、当該通知に記載のとおり、新型コロナの罹患後症状にお悩みの方の診療を実施している医療機関の公表については、当該通知の別添1 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等に係るQ&Aを参考に御対応いただきたい。また、医療機関のリストについては、可能な限り実態に即したものとなるよう、適切な頻度での精査・更新をお願いするほか、住民の方々が使いやすいように工夫されたい。

第二 新型コロナの罹患後症状に関する情報の周知について

（1）「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」について

主にかかりつけ医等の医療従事者向けに、新型コロナの罹患後症状でお悩みの方の診療の方針、罹患後症状が続く場合に活用できる支援制度等をお示しした「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」（以下「手引き」という。）や、手引きの内容をまとめた解説動画、手引きに準じたリーフレットを厚生労働省ウェブサイトで公表しているの
で、引き続き、管内関係者や医療機関に対しての周知をお願いする。

（参考1）新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第3.1版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001422904.pdf>

（参考2）解説動画

罹患後症状 <https://www.youtube.com/watch?v=owYsieRY0TY>

罹患後症状を訴える患者へのアプローチ

<https://www.youtube.com/watch?v=Y7We9R7ihc0>

産業医学的アプローチ https://www.youtube.com/watch?v=C_KHBStu2Ho

（参考3）リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001260388.pdf>

（2）小児の罹患後症状の対応と教育機関等への周知について

小児においても、新型コロナの罹患後症状が認められることがあり学校生活等に影響を及ぼす可能性があるため、影響を最小限にすべく、迅速な対応が求められる。

医療従事者におかれては、器質的疾患の可能性を除外し、心理社会的因子についても評価するなど、小児科医を含めた多診療科間連携に基づく丁寧な対応が重要である。なお、手引きの第10章において、小児の罹患後症状に

関する解説を掲載しているほか、教育機関等との連携に関しては「コラム：医療機関—学校等の関係者間連携と説明」を掲載しているので、参考にされたい。

教育機関等においても、関係者の理解が必要であることから、各自治体の衛生主管部局においては、教育担当部局（教育委員会及び都道府県においては私立学校主管部局を含む関係部局）に罹患後症状に関する情報提供を十分に行っていただくようお願いします。その際、（参考１）手引き（主に p. 53、p. 79）、（参考２）解説動画（主に、「罹患後症状」（45 秒～2 分 56 秒））や（参考３）リーフレットについて、教育関係者にも参考としていただけるよう有効に活用されたい。

なお、文部科学省から都道府県教育委員会及び私立学校主管部局等に対し、新型コロナの罹患後症状に関して、別途周知される予定である旨申し添える。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

Email: SARSOPC@mhlw.go.jp

※件名の文頭に「【COVID-19】」を付記して下さい。

以上